

建築基準法に違反している建築物について、次のとおり命令しましたので、同法第9条第13項の規定により公告します。

平成24年10月31日

京都市長 門川大作

建築物の所在地，用途及び構造	命令を受けた者の住所及び氏名	命令年月日	命令の内容	根拠条項
京都市右京区嵯峨野開町8番地60及び8番地61 診療所等 鉄骨3階建て 一部木造1階建て	(建築主) 京都市右京区嵯峨野開町8番地60 医療法人おくい診療所 理事長 奥井滋彦  (工事請負人) 京都市西京区桂徳大寺町216番地 株式会社平井工務店 代表取締役 平井 剛	平成24年 10月16日	工事の施工を停止すること。	第9条 第10項

(都市計画局建築指導部建築安全推進課)